

第4回あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会 議事録

日時：令和6年2月9日（金）
午後2時から

場所：あま市役所2階 A2、A3会議室

1 あいさつ

2 協議事項

- (1) 「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等（素案）」のパブリックコメントの結果について（資料1）
- (2) 「第3次あま市障がい者計画、第7期あま市障がい福祉計画、第3期あま市障がい児福祉計画（案）」について（資料2）
- (3) 「第3次あま市障がい者計画、第7期あま市障がい福祉計画、第3期あま市障がい児福祉計画概要版（案）」について（資料3）

3 その他

1 あいさつ

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今からあま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。今回の策定委員会は「あま市審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条に基づき公開で開催いたします。傍聴人の方につきましては、受付でお渡ししました「傍聴に当たっての遵守事項」をお守りいただき傍聴いただくことになっております。現在のところ、本日はまだお見えになられておりません。それでははじめに、村上市長よりごあいさつを申し上げます。

村上市長： 皆様、あらためましてこんにちは。あま市長の村上でございます。本日はお忙しい中、あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会へご出席賜りまして、誠にありがとうございます。昨年7月の第1回目の策定委員会から、委員の皆様方にはたくさんの貴重なご意見を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。本日が最終の策定委員会となっております。最後まで忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げますとともに、今後はこの計画をもとにいたしましてあま市の障がい福祉の充実を推進してまいります。委員の皆様におかれましては、本計画があま市の障がい福祉の更なる発展に寄与するものとなりますよう、引き続きお力添えのほどを賜りますことをお願い申し上げます。私からの挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。なお、市長はこの後、他に公務がございますのでここで退席をさせていただきます。市長ありがとうございます。それでは、開催にあたりまして、吉田委員長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

委員長： 本日はお忙しい中、第4回あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今回の委員会では、あま市障がい者計画及び障がい

福祉計画等（素案）のパブリックコメントの結果について、第3次あま市障がい者計画、第7期あま市障がい福祉計画、第3期あま市障がい児福祉計画（案）について、第3次あま市障がい者計画、第7期あま市障がい福祉計画、第3期あま市障がい児福祉計画概要版（案）についてを議題といたします。本日の委員会が、今年度最後の委員会となります。あま市の障がい福祉の推進のためにも、最後まで委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。それでは、議事が円滑に進むようにお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。最初に本日の資料の確認をお願いします。（資料の確認）配布漏れはございませんでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。本日の会場前方にある絵は今回の計画の表紙に掲載予定の長江聖也さんの作品になります。この作品の題名は「カラフル遊園地」です。長江さんは旧七宝町生まれ、あま市在住で、2007年の全国市町村教育委員会会長賞を始め、これまで数々の賞を受賞されています。前回に引き続きまして、今回の障がい者計画等を作成するにあたり、貴重な作品のひとつをご提供していただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げたいと思います。本日の委員会終了後、お時間がありましたら長江さんが描く色鮮やかなイラストをぜひ間近でご覧ください。それでは、ここからは委員長に議事の取り回しをお願いさせていただきます。委員長、お願いいたします。

2 （1）「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等（素案）」のパブリックコメントの結果について

委員長： それでは、さっそく議題に入ります。協議事項の「（1）「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等（素案）」のパブリックコメントの結果について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局：（事務局より説明）《資料1》

委員長： 只今事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。

2 （2）「第3次あま市障がい者計画、第7期あま市障がい福祉計画、第3期あま市障がい児福祉計画（案）」について

委員長： 協議事項（2）「第3次あま市障がい者計画、第7期あま市障がい福祉計画、第3期あま市障がい児福祉計画（案）」について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局：（事務局より説明）《資料2》

委員長： 只今の説明について何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

渡邊委員： 第4章で「障がい者への理解」ということも出ているが、障がいのある方の就労、雇用の促進という面で、あま市の職員としてどの程度採用されているか。行政としても障がいに対する理解が進んでいることを示さなければならないと思うが。

事務局： 市役所としては人事秘書課にて障がい者雇用について取り組んでおり、毎年障がい者枠の募集を行っております。渡邊委員がおっしゃられたように、現在、組織として障がい者雇用を進めていかなければならないことが示されており、また、民間企業よりも高い数値が公的機関には求められています。目標値を超えるよう組織として取り組んでおり、新庁舎の建設にあたっては、例えば障がいのある人も使いやすいトイレとして「だれでもトイレ」を整備する等、障がいのある方も働きやすい設備を整えています。

渡邊委員： やはり行政は率先して障がい者の雇用も進めていく必要があると考える。また、市役所だけでなく、教育現場でも障がいのある方の雇用を進めていけば、児童、教職員の障がいへの理解もより深まると考えられるが。

事務局： 教職員は県で採用しているため、市で関与することができないところではあります。また、本人が障がいの公表を望んでいないこともあるため、障がいのある教職員をすべて把握するのは難しいと考えます。

渡邊委員： 計画書 72 ページの現状の課題として、インクルーシブ教育、共生社会を推進するということも挙げている。「共生」というところで、児童だけでなく、教育者も障がいに対する理解を深めていくことで、地域の学校に就学するにあたり、障がいがあってもその児童や保護者が後ろめたいという思いをせず、他の子と対等な立場であるという気持ちを持って教育を受けることができるようになるのではないかと考える。

事務局： 今のご意見を教育委員会に伝え、障がいの有無に関係なく、分け隔てなく教育を受けられる環境づくりの後押しができるよう行政として努力してまいります。

委員長： ご意見ありがとうございます。事務局、よろしく願いいたします。その他、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

太田委員： 89ページの地域生活支援事業の見込量という所の必須事業の中で、住宅入居等支援事業については全て実施しないとなっています。しかし、必須事業となっていますよね。必須事業であれば本当はやらざるを得ないんじゃないかと思いますが。もしやらないのであれば、その理由を欄外に記してはいかがかなと思います。

事務局： 記載のとおり、住宅入居等支援事業につきましては、地域生活支援事業の中で必須事業という位置付けになっています。財政面での理由や、実態として近隣のあま市と同規模の市でも実施していない事業となっていることもあり、このような書き方をさせていただいておりますが、検討させていただきます。

委員長： 他にご意見、ご質問ありますでしょうか。

静谷委員： 先程、障がい者雇用の話が出ましたが、このような文面で共生社会だと声高に言わなくても、市役所庁舎の一角に障がい者が働く事業所を入れてみてはどうか。あま市の再配置計画の中で取り壊される就労支援事業所があります。市役所の新庁舎が建つ何年前に、市役所の中で障がい者が働

く場を置いていただければ、目に見える形で共生していることを示せるのではないかなと思います。先程の障がい者雇用として、例えば庁舎内外の掃除はどうされているのですか。事業者から一般の会社へ掃除の仕事に行くということも多いです。市としてどこかに委託されていると思いますが、将来的に障がい者を雇用して掃除とか、軽作業とかなら出来ると思うのですが。あま市内には福祉事業所が多くありますので、その点に関してはいかがですか。

事務局： 掃除については、市の総務課にて委託事務を行っています。また、軽作業としては人事秘書課にて勤務している障がいのある方が、人事秘書課以外の業務のうち作業可能な内容であれば引き受ける旨を庁内の掲示板で周知し、作業の依頼をしています。掃除については我々が契約する立場にないため、必ずしも実現できるかはわかりませんが、担当者へ意見をお伝えするという事はこれからもやっていきます。

委員長： 障害者雇用促進法で、障がい者の雇用率が公的な機関では2.4パーセント、一般の企業では2.3パーセントだったかと思うのですが。

事務局： 一般企業よりも、我々のほうが多少高いです。

委員長： 教育委員会は更に高い。それだけの障がい者を雇用しなければいけないとなっているので、実際あま市がそれを満たしているかは調べていただかないと分かりませんが、その方向で雇用されているかとは思いますが、それが市民の皆様には見えづらい、そういうところが見えてくるといいのかなということですね。ありがとうございます。他にご意見いかがですか。障がい児福祉計画を見ていて、最近子どもの数が減ってきているのは皆が知っている事だと思うのですが、これから令和11年度に向けて、あま市は子どもの数は減らないだろう、反対に増えていくだろう、保育所の数とか認定こども園の数とか、それから放課後等デイの数とか、増えていく計画になっていますが、その辺りどう見込んでいますか。

事務局： 人口の割合としましては、あま市も高齢化率はかなり高い数字を示しておりますので、お子さんの数がそれに比例して、将来的に減っていくと思っております。ただ、これまでの実績や、12ページに記載の療育手帳の所持者数で特に0歳から17歳の層が年々増加しています。トータルの人口の中で0歳から17歳は減少傾向にあります。療育手帳の所持者数では増加しておりますので、それに比例して放課後等デイサービス、児童発達支援のサービスを利用する必要がある児童の数は今後増えていくと考えられます。

委員長： この件につきまして、吉川委員ご意見はありますか。

吉川委員： 実態として、親御さんの意見で、結構、受給者証が取れてしまう。基準だったり、ルールの明確化というところを、あま市独自である程度基準を決めていただかないといけない時期にはなっているのかなという気はします。

委員長： 数値目標としては、これくらい確保していく必要があると。

吉川委員： 今の現状、お母さんが「ちょっと発達に凸凹があるかな」「SNSとかの情報を見ると、うちの子ちょっと当てはまっちゃうわ」というだけでもすぐ受診されて、病院の先生も3歳か

ら6歳くらいの子の発達では、親御さんの意見から障がいがあるかもしれないという可能性から診断書が発行され、受給者証の発行に繋がっているケースがすごく多い。現状の基準がなく、親御さんの意見で出てきてしまう状態がこのまま進んで行けば、必要かもしれないかなと思います。

委員長： 今のご意見もぜひ参考にさせていただければと思います。その他いかがでしょうか。

2 (3) 「第3次あま市障がい者計画、第7期あま市障がい福祉計画、第3期あま市障がい児福祉計画概要版(案)」について

委員長： それでは、次に進みます。「(3) 「第3次あま市障がい者計画、第7期あま市障がい福祉計画、第3期あま市障がい児福祉計画概要版(案)」について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： (事務局より説明)《資料3》

委員長： 只今事務局より説明がありましたが、概要版につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

太田委員： 7ページの下、発達障がい者等への支援の所で、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポートとあるのですが、この内容、意味が分からないので、これが何かを分かるようにしていただけるとありがたい。

事務局： ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポートにつきまして、計画書の内容の説明をさせていただいているのですが、スペースがありますので、概要版の方にもできれば説明書きを入れたいと思います。

委員長： 概要版の配布先はどのような所でしょうか。

事務局： 市役所の窓口、障がい福祉課以外でも保健センター等の出先の機関でも配布を考えております。それと、市内の障害福祉サービスの事業所、特別支援学校、青い鳥医療療育センター等の市の障がい福祉施策に関わる各機関に配布させていただきます。

委員長： 市民の皆さんや利用者さんが一番手に取りやすい場所に置かれると。

事務局： なるべく多くの必要な方の手にとっていただけるように周知を心掛けます。

委員長： そうすると太田委員のご意見がすごく重要で、読んだ人が分かるような説明は必要かなと。カタカナばかりだと読むのを止めちゃうかもしれない。学生にもよく言うのですが、隣のオヨネばあさんが読んでも分かるように文章を書きなさいと。

事務局： どうしても記載しないといけない内容が多く、ボリュームが出てしまいますが、できる限り分かりやすいものとなるよう検討いたします。

委員長： 他にご意見、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

3 その他

委員長： それでは続きまして、「3. その他」でございますが、委員の皆様方、何か意見交換、審議したいことはございますか。よろしいでしょうか。事務局からはいかがですか。

事務局： 本日の委員会でのご意見も踏まえ、文言等の修正やデザイン編集ののち、計画書及び概要版の製本作業に入らせていただきます。なお、製本いたしました計画書及び概要版につきましては、後日皆様に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。今回の第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画は、第3次障がい者計画とともに6年の期間として策定をいたします。障がい福祉計画と障がい児福祉計画については3年後に中間見直しを図りたいと考えております。そのため、まだ決定事項ではありませんが、3年後にはこのような委員会を年間1回か2回開催させていただき、中間見直しの場を設定させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長： PDCAのサイクルですよね。今回プランを立てました、これから実行します、それでお終いではなくチェック、見直しをする、というサイクルをしていく、その中間見直しが3年後ということですので、委員の皆様は地元の様子を見守っていただきながら、またご意見をお寄せいただけると良いのかなと思います。では、これで本日の委員会は閉会となります。皆さん、計画策定に向けて、多くの貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。最後に事務局より他に連絡事項はありますか。

事務局： 前回と同様になりますが、本日の報酬につきましては後日指定されました口座に振り込みさせていただきます。それではこれもちまして本日のあま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会を閉会させていただきます。委員の皆様には長きにわたり、本計画の策定に向け、ご熱心に議論していただき、また、たくさんの貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。今後はこの計画をもってあま市の障がい福祉の充実を推進してまいります。委員の皆様におかれましては、本計画があま市の障がい福祉のさらなる発展に寄与するものとなるよう、引き続きお力添えをお願い申し上げます。最後になりますが、大変お忙しい中、本計画の策定にご尽力いただき、誠にありがとうございました。お帰り際には、交通事故等に気をつけてお帰りください。一年間ありがとうございました。